

高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

西日本高速道路株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
2 資金運用に係る 営業外収益	一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する。	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。
	両方の事業に営業損失が生じている場合は、営業損失の逆数の比により配賦する。	両方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、両方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。
3 建設中の金利以外の資金調達に係る 営業外費用	一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する。	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。
	両方の事業に営業損失が生じている場合は、営業損失の逆数の比により配賦する。	両方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、両方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。

5 その他の営業外損益	発生の主たる要因（困難なものは、一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する）	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。
	発生の主たる要因（困難なものは、両方の事業に営業損失が生じている場合は、営業損失の逆数の比により配賦する）	両方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、両方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。
6 特別損益	発生の主たる要因（困難なものは、一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する）	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。
	発生の主たる要因（困難なものは、両方の事業に営業損失が生じている場合は、営業損失の逆数の比により配賦する）	両方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、両方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。
7 法人税等	両方の事業に税引前当期純損失が生じている場合は、税引前当期純損失の逆数の比により配賦する。	両方の事業に税引前当期純損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である利益比を基本に、両方の事業に税引前当期純利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。
8 法人税等調整額	両方の事業に税引前当期純損失が生じている場合は、税引前当期純損失の逆数の比により配賦する。	両方の事業に税引前当期純損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である利益比を基本に、両方の事業に税引前当期純利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。